

大阪府屋外広告物条例等の改正について

大阪府屋外広告物条例の現行規制の概要と【改正の背景】

①屋外広告物条例

根拠法	○屋外広告物法（条例とも S24 年施行）
目的	○景観形成・風致維持及び危害防止
屋外広告物とは	○屋外で公衆に掲示、設置されるはり紙、看板等。営利・非営利を問わない
対象市域	○政令市、中核市を除く（独自に条例制定）

②屋外広告物の規制区域

許可区域	○掲出可能だが許可が必要										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の形態</th> <th>縦の大きさ</th> <th>横の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上広告物</td> <td>建物の高さの 2/3 以内</td> <td rowspan="2">建物の幅以内</td> </tr> <tr> <td>壁面広告物</td> <td>建物の高さ以内</td> </tr> <tr> <td>その他広告物</td> <td colspan="2">制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>例)・住居専用地域（1 低住専を除く） ・風致地区、景観地区、公園等</p>	広告物の形態	縦の大きさ	横の大きさ	屋上広告物	建物の高さの 2/3 以内	建物の幅以内	壁面広告物	建物の高さ以内	その他広告物	制限なし
広告物の形態	縦の大きさ	横の大きさ									
屋上広告物	建物の高さの 2/3 以内	建物の幅以内									
壁面広告物	建物の高さ以内										
その他広告物	制限なし										
表示制限区域	<p>○広域的で景観上重要な道路・鉄道等の沿道 500m を路線型として指定し、道路等からの離隔距離、用途地域等に応じた大きさ制限</p> <p>・名神高速等 21 路線、湾岸線・関西空港線</p> <p>【1】屋外広告物行政と景観行政との連携 大阪府景観計画区域内における屋外広告物規制への対応 ・景観計画区域 7 区域のうち、4 区域が表示制限区域未指定</p>										
禁止区域	<p>○掲出不可</p> <p>例)・第 1 種低層住居専用地域 ・官公署、学校、図書館、体育館等の敷地等</p> <p>【2】公共施設等への屋外広告物の掲出要請の高まりへの対応 ①地域住民の活動・催しに費用充当（道路占用許可の弾力化国通知） ②道路施設の整備・維持管理に費用充当（道路空間等を活用した屋外広告物掲出要請）</p>										

③屋外広告物が禁止・表示制限されている規制物件

表示制限物件	<p>○掲出可能だが表示制限（大きさ、設置位置、箇所数等）</p> <p>・電柱／停留所標識</p> <p>【3】電柱広告（巻付け型）における電柱管理者の設置基準の見直し</p>
禁止物件	<p>○掲出不可</p> <p>例)・街灯、道路上の柵、街路樹、橋梁、高架構造物 等</p> <p>【2】公共施設等への屋外広告物の掲出要請の高まりへの対応 内容は、禁止区域【2】と同じ</p>

見直し方針、条例・規則改正の内容

大阪府屋外広告物審議会において、「新たな景観施策や社会情勢の変化に対応した今後の大阪府の屋外広告物のあり方」についての答申（H21.6.15）

【1】表示制限区域の追加

- ・路線型に追加：第二京阪道路沿道、国道 170 号沿道（外環）
（併せて、広告物相互間距離制限の廃止等、実態を踏まえた見直し）
- ・面型を新設：淀川沿岸、生駒山系
⇒「屋上広告物」の制限強化等（建物高さの 1/3 以内）
・「生駒山系」では、山腹の看板について制限（7 m²以内）

【2】公共施設等への屋外広告物の掲出緩和

下記費用充当のための屋外広告物を、禁止区域、禁止物件においても許可

①地域住民が主体の活動

- ・イベントや道路の清掃・美化活動、防犯活動 等
 - ・街灯やベンチ、花壇などの便民施設の整備 等
- （例）街灯へのバナー広告

※沿道の公共団体管理の公園や公共建築物敷地内に掲出されるものを含む

②地域の道路環境向上のため、公共が行う道路施設の整備・維持管理

（例）歩道橋などへの広告

※許可にあたっては、**連絡協議会**（道路管理者、交通管理者、屋外広告物担当・景観担当・まちづくり担当部署等）での合意により運用

【3】電柱広告の表示制限内容の見直し

電柱広告（巻付け型）について、掲出位置や大きさを見直し

- ・縦の大きさ（1.2m⇒1.5m）、地上からの最低高さ（2.3m⇒1.9m）の緩和
- ・地色規制の強化（白又はその他の色の低彩度色）

大阪府屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（許可区域）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所（次条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。以下「許可区域」という。）に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（次条第二項の規定により表示し、又は設置してはならない場合を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 景観法第八条第一項の規定により府が定めた同項に規定する景観計画の区域又はこれに隣接する区域で、知事が指定するもの</p> <p>八～十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第七条（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第八条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から第五条までの規定は適用しない。ただし、第二号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、規則で定めるところにより知事に届け出て表示し、又は設置するもの</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条、第四条第一項並びに第五条第一項第三号及び第四号の規定は適用しない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（許可区域）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所（次条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。以下「許可区域」という。）に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（次条第二項の規定により表示し、又は設置してはならない場合を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>【新設】</p> <p>七～十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第七条（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第八条 次に掲げる広告物及び掲出物件については、第三条から第五条までの規定は適用しない。ただし、第二号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、規則で定めるところにより知事に届け出て表示し、又は設置するもの</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条、第四条第一項及び第五条第一項第三号の規定は適用しない。</p> <p>一～三（略）</p>

大阪府屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>3 道先案内図その他の公衆の利便に供する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するものについては、<u>第四条第一項並びに第五条第一項第三号及び第四号</u>の規定は適用しない。この場合において、禁止区域に存する広告物又は掲出物件については、許可区域に存するものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であつて、掲出期間が三十日を超えないものについては、<u>第三条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>第八条の二</u> 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第三条、第四条並びに第五条第一項第三号及び第四号の規定は適用しない。</u>この場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、<u>知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>一 公共団体、自治会、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）に規定する商店街振興組合、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）<u>第二条第二項に規定する特定非営利活動法人等</u>がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、<u>広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの管理をさせる者をいう。次号並びに第二十五条の二第一項及び第二項において同じ。）との契約に基づき道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。）又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの</u></p>	<p>3 道先案内図その他の公衆の利便に供する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するものについては、<u>第四条第一項及び第五条第一項第三号</u>の規定は適用しない。この場合において、禁止区域に存する広告物又は掲出物件については、許可区域に存するものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 規則で定めるはり紙、はり札<u>及び</u>立看板であつて、掲出期間が三十日を超えないものについては、<u>第三条の規定は適用しない。</u></p> <p>【新設】</p>

大阪府屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>二 府又は市町村がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの</p> <p>2 知事は、前項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第十条 知事は、次に掲げる場合には、大阪府屋外広告物審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>一 第三条第一項第二号、第三号、第八号若しくは第十号又は第四条第一項第二号から第六号までの規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第十一条 第三条第一項又は第八条の二第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 一十一 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その承諾書</p> <p>四 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第十条 知事は、次に掲げる場合には、大阪府屋外広告物審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>一 第三条第一項第二号、第三号、第七号若しくは第九号又は第四条第一項第二号から第六号までの規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第十一条 第三条第一項 の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 一十一 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その承諾書</p> <p>四 (略)</p>

大阪府屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第十二条・第十三条（略）</p> <p>（工事の完了の届出）</p> <p>第十四条 第三条第一項又は第八條の二第一項の許可を受けた者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該許可に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第十五条～第十七条（略）</p> <p>（許可の取消し、除却命令等）</p> <p>第十八条 第三条第一項又は第八條の二第一項の許可を受けた広告物又は掲出物件が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、知事は、その許可を取り消し、又は広告物表示者等若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 広告物表示者等が第三条第二項又は第八條の二第二項の条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、知事は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>第十九条～第二十条の七（略）</p>	<p>第十二条・第十三条（略）</p> <p>（工事の完了の届出）</p> <p>第十四条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該許可に係る工事を完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第十五条～第十七条（略）</p> <p>（許可の取消し、除却命令等）</p> <p>第十八条 第三条第一項の許可を受けた広告物又は掲出物件が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときは、知事は、その許可を取り消し、又は広告物表示者等若しくは管理者に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 広告物表示者等が第三条第二項の条件に違反したとき、又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、知事は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>第十九条～第二十条の七（略）</p>

大阪府屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(許可手数料)</p> <p>第二十一条 第三条第一項、第八条の二第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の許可を受けようとする者は、別表第一に掲げる手数料を納付しなければならぬ。ただし、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>第二十二条〜第二十五条 (略)</p> <p>(広告主の義務等)</p> <p>第二十五条の二 広告主は、その広告物又は掲出物件(以下この項及び次項において「広告物等」という。)がこの条例の規定に違反して良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼさないよう、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2〜5 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条の二 次の各号のいに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜三 (略)</p>	<p>(許可手数料)</p> <p>第二十一条 第三条第一項 又は第十五条第一項若しくは第二項の許可を受けようとする者は、別表第一に掲げる手数料を納付しなければならぬ。ただし、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>第二十二条〜第二十五条 (略)</p> <p>(広告主の義務等)</p> <p>第二十五条の二 広告主(屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの管理を委託する者をいう。以下下同じ。)は、その広告物又は掲出物件(以下この項及び次項において「広告物等」という。)がこの条例の規定に違反して良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼさないよう、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2〜5 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十七条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜三 (略)</p>

大阪府屋外広告物条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第二十八条 (略)</p> <p>第二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条第一項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項、第八条の二第一項後段又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条第二項又は第八条の二第二項の規定による知事の付した条件に違反した者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第三十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十一条 (略)</p>	<p>第二十八条 (略)</p> <p>第二十八条の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条第一項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定に違反した者</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第二十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条第二項 の規定による知事の付した条件に違反した者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第三十条の二 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第三十一条 (略)</p>

大阪府屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正について

大阪府では、平成 21 年 9 月に「今後の大阪府の屋外広告物規制の基本方針」を策定し、この基本方針を適切に運用するため、大阪府屋外広告物条例及び同施行規則の一部を改正しました。

1. 表示制限区域の追加について

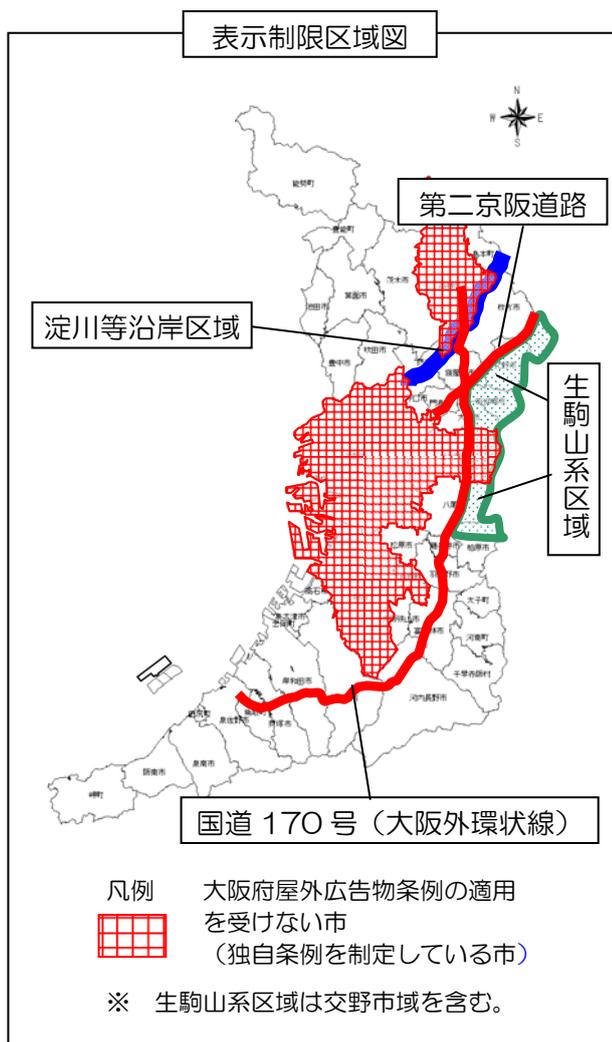
大阪府が定める 7 つの景観計画区域を許可区域とし、うち表示制限区域に未指定の区域を新たに表示制限区域とします。

①表示制限路線に 2 路線を追加：第二京阪道路、国道 170 号（大阪外環状線）

（併せて、広告物の相互間距離規制（100m 以上）の廃止等、実情に即した規制への見直しを行います。）

②面型表示制限区域を新設：淀川等沿岸区域、生駒山系区域

- ・遠景に影響する「屋上広告物」の高さ制限を強化します（建物の高さの 2/3 以内→1/3 以内）。
- ・生駒山系区域の市街化調整区域における非自家用広告物の面積制限を強化します（7 m²以内）。



【経過措置】

広告物が新たに許可区域・表示制限区域に存することとなった場合、以下の経過措置の適用があります。

- (1) 掲出している広告物が新たに許可区域に存することとなった場合、条例第 7 条第 2 項による届出が必要です。この届出をすると、平成 22 年 1 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）は、許可を受けたものとみなされます。
- (2) 掲出している広告物が新たに表示制限区域に存することとなり、かつ、改正後の規制により不適合となった場合、条例第 7 条第 5 項の規定により平成 22 年 1 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）に限り、許可を受けることにより適法な状態とすることができます。なお、この期間を過ぎると、改正後の規制に適合するよう改修していただく必要があります。
- (3) これまで許可を受けていた広告物が改正後の規制により不適合となった場合、条例第 7 条第 6 項の規定により平成 22 年 1 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）は、従来と同じ基準で許可を受けることができます。なお、従来と同じ基準で許可を受けることができる期間中に受けた当該許可期間が満了するまでに、改正後の規制に適合するよう改修していただく必要があります。

2. 公共施設等への屋外広告物掲出について

以下の屋外広告物については、禁止物件・禁止区域などの規制の適用を除外し、知事の許可を得たうえで公共施設等へ掲出できます。

①地域における公共的な取組への費用充当を目的とする広告物

（「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日国通知）によるもの）

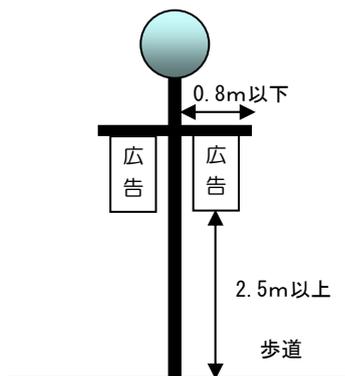
- ・ イベントや道路の清掃・美化活動、防犯活動等への費用充当
- ・ 街灯やベンチ、花壇などの利便施設の整備等への費用充当

（例）街灯へのバナー（垂れ幕）広告など

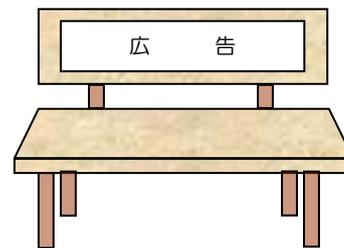
※広告物の設置場所は、道路管理者が管理する道路施設や公共団体が管理する沿道の公園や公共施設の敷地などに限ります。

②地方公共団体が行う道路施設の整備・維持管理費用への充当を目的とする広告物

（禁止物件である）街灯への広告掲出例
（広告料収入を街灯の設置・維持管理費に充当するもの）



（禁止区域にある）ベンチへの広告掲出例
（広告料収入をベンチの設置・維持管理費に充当するもの）



- ◎ 許可にあたっては、関係する行政機関（道路管理者、交通管理者、屋外広告物担当・景観担当・まちづくり担当部署等）の意見を聴くこととしています。また、取扱方針を策定した上で運用します。
- ◎ 広告物には、広告料を地域活動等に要する費用に充当する旨の記載が必要です。
（Ex.この広告の収益金は、ベンチなどの施設整備・管理等への費用に充てています。）
- ◎ まずは、府住宅まちづくり部建築企画課（又は管轄の府土木事務所）へご相談下さい。

3. 施行日について

公共施設等への屋外広告物掲出については、平成 21 年 10 月 30 日から施行します。
新たな表示制限区域（路線型・面型）の追加については、平成 22 年 1 月 1 日から施行します。

【問い合わせ先】

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課景観推進グループ

電話 06-6944-9333（直通）

※ 許可・届出等の窓口は、管轄の府土木事務所（管理グループ）です。